

別記様式第十一（第四十七条関係）

表

第 号	身 分 証 明 書
	住 所 職名及び氏名
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第 3 2 条 第 5 項 の規定により、裁定申請に係る特定所有者不明土地 第37条第4項において準用する第32条第5項 及び当該特定所有者不明土地にある工作物への立入調査をすることができる者であるこ とを証する。	
年 月 日	収用委員会 印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋） 第十三条 6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の 請求があったときは、これを提示しなければならない。 7 第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき 及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定 申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用につ いての裁定をしなければならない。 2 前項の裁定（以下この款において単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定め なければならない。 五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受 ける損失の補償金の額 4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、 収用委員会の意見を聴かなければならない。 5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又は その事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地 にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。 6 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。 第三十七条 3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規 定による裁定の申請（以下この項において「裁定申請」という。）を却下するとき及び裁定申請 が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事 業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を しなければならない。 4 第三十二条（第一項を除く。）から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。（後段 略）
---

備考

不要の部分は消すこと。